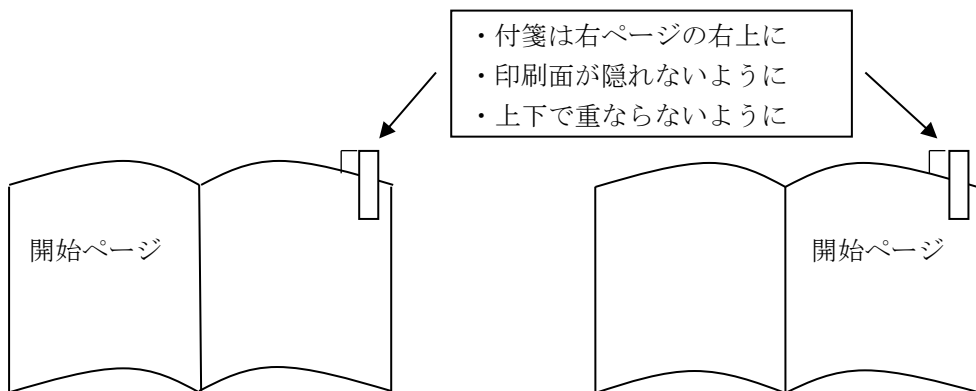


(別紙)

自由曲の楽譜提出についての注意

1. 楽譜の提出について

- ① 楽譜の表紙に部門、部・グループ、団体名を明記してください。
- ② 演奏順を書いた付箋を各曲の始まる見開きページの右上に付けてください。
- ③ 付箋は審査員がワンタッチで開ける場所に、印刷面が隠れないように余白に付けてください。
- ④ 同一の楽譜から複数曲を演奏する場合は、演奏順を記入した付箋を上下で重ならないようにしてください。
- ⑤ 各団体で作成された楽譜は、製本して提出してください。



2. 市販の楽譜が絶版、品切れ等で入手できない場合

市販の楽譜が絶版、品切れ等で入手できない場合は次の手続きを取って提出してください。

- ① 楽譜の出版元に連絡し、相談してください(許可が下りない場合もありますので、早めに確認してください)。また出版元が解散、倒産等により連絡が取れない場合は、日本楽譜出版協会(03-3257-8797)に問い合わせてください。
- ② 出版元を始め、楽曲の権利管理団体などからコピーの許諾書を得た後、(一社)日本音楽著作権協会(以下JASRAC)複製部出版課(03-3481-2170)に申請し、許諾番号と許諾証紙を入手してください。
- ③ コピーした楽譜に許諾番号を記入し許諾証紙を貼付したものを、コピーの許諾書と共に提出してください。

3. 未出版の場合

未出版の楽譜を自由曲として演奏する場合、作詞・作曲・編曲などその曲の著作権者からの演奏許諾書を得て、楽譜と共に提出してください。

例：未出版の楽曲「〇〇〇」を△△△△△△(団体名)が合唱連盟主催のコンクールで演奏することを許諾します。 許諾者名□□□□

コピー譜を作成する場合は、上記のようにJASRACに申請し、その許諾についても文書に記載してください。

また、Web上に公開されている楽譜を使用する際も団員数分など必要部数を購入の上、購入したことを証明できる書類(購入完了メールや領収書など)を楽譜と併せてご提出ください。

「ダウンロード・フリー」の楽譜を印刷・使用する際も、JASRACや著作権者への手続きが必要です。

「プリント・フリー」の楽譜の場合は、その旨が明記された書類を添付してください。

4. 楽譜の改変について

楽譜の改変とは、部分省略、移調、楽器の追加や変更などのことです。自由曲の改変を行う場合は、著作権者(作詞・作曲・編曲者など)の許可が必要です。必ず事前に著作権者全員から改変の許諾書を得て、楽譜に改変内容を記入の上、提出してください。また、伴奏のみの改変も著作権者の許諾が必要です。なお、上位大会へ進む際に、改変の内容を変更することはできません。

5. その他

海外出版社の作品や一部の日本人作曲家の作品など、JASRACの管理外場合があります。その際は、直接海外の出版社や著作権者、他の権利管理団体に連絡を取り手続きをする必要がありますので、ご注意ください。